

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づきその名称を公示する。

平成二十七年四月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 宮沢 洋一

環境大臣 望月 義夫

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 前報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

- | | | |
|-----|---|-------------------------|
| 177 | 水酸化ニッケル（ ） | (1) - 417 |
| 178 | 飽和脂肪酸（C = 8 ~ 18、直鎖型）のカリウム塩又は不飽和脂肪酸
（C = 18、直鎖型）のカリウム塩 | (2) - 611
(9) - 1677 |
| 179 | カリウム = ジエチルジチオカルバマート | (2) - 1249 |
| 180 | 2 - (N - ドデシル - N, N - ジメチルアンモニオ) アセタート | (2) - 1291 |

- (2) - 2709
- 181 *N*, *N* - エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マ
ンネブ) (2) - 1841
- 182 2, 2 - ジブロモ - 2 - シアノアセトアミド (2) - 2795
- 183 *N* - { 3 - [オクタデカン (又はヘキサデカン若しくはテトラデカ
ン) アミド] プロピル } - *N* - メチル - 2 - [オクタデカノイル (
又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル) オキシ] エチル
アンモニウム = クロリド (2) - 3659
- 184 アルキル (C = 12 ~ 16) (ベンジル) (ジメチル) アンモニウムの (3) - 326
塩 (3) - 2694
- 185 ヘキシル = 2 - ヒドロキシベンゾアート (3) - 1585
- 186 カンフェン (4) - 613
- 187 4, 6, 6, 7, 8, 8 - ヘキサメチル - 1, 3, 4, 6, 7, 8 (5) - 683
- ヘキサヒドロシクロペンタ [*g*] イソクロメン
- 188 - アルキル (C = 9 ~ 11) - - ヒドロキシポリ (オキシエチレ (7) - 97
ン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)

189 - アルキル (C = 12 ~ 15) - - ヒドロキシポリ (オキシエチレ (7) - 97
ン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)

190 トリエチルアミン (2) - 141